

議案第36号

松阪市公共下水道条例の一部改正について

松阪市公共下水道条例（平成17年松阪市条例第225号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市公共下水道条例の一部を改正する条例

松阪市公共下水道条例（平成17年松阪市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合は、この限りでない。

第6条第1項中「工事（市が実施する工事又は上下水道部管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、」を「次の各号に掲げる工事を除き、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市が実施する工事
- (2) 規程で定める軽微な工事
- (3) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規程で定める工事
- (4) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。